

岩手県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター日高	ニチイケアセンター江刺	奥州市水沢区字 谷地明円97番地 4	奥州市江刺区八 日町一丁目3番 1号	平成22年4 月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター日高	ニチイケアセンター江刺	奥州市水沢区字 谷地明円97番地 4	奥州市江刺区八 日町一丁目3番 1号	平成22年4 月1日